

令和4年2月1日

一般社団法人広島県医師会長 様
一般社団法人広島県病院協会 様
公益社団法人広島県薬剤師会長 様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町10-52
新型コロナウイルス感染症対策担当

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（通知）

このことについて、本県においては、地域の医療提供体制を確保するため、令和3年8月13日（令和4年1月18日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡に掲げる「要件」及び「注意事項（検査期間は7日間に読み替える。）」を満たす限り、濃厚接触者が医療に従事することは不要不急の外出に当たらないこととします。

ついては、当該濃厚接触者が毎日業務前に行う検査（以下「業務前検査」という。）を支援するため、別紙のとおり、抗原定性検査キットの無料配布事業を実施しますので、御活用いただくよう、貴会会員への周知をお願いします。

また、県が配布する抗原定性検査キット以外で業務前検査（核酸検出検査、抗原定量検査又は抗原定性検査）を実施した場合、公費負担することができず*、自費検査となることについて、併せて注意喚起いただくようお願いいたします。

なお、社会機能維持者が所属する事業者として、自費検査を行うことで、当該濃厚接触者の待機期間を短縮することも可能です。

※ 保険適用の新型コロナウイルス検査は、一連の主訴について2回まで（令和2年3月4日付け保医0304第5号通知）とされており、業務前検査を診療報酬請求することが適当でないため、審査支払機関を介した公費負担処理ができない。

（外出自粛要請について）

担当 感染症事案対策グループ
電話 082-513-3068（ダイヤルイン）
（担当者 片平）

（検査支援事業について）

担当 総合対策第2グループ
電話 082-513-3043（ダイヤルイン）
（担当者 信岡）